

診療施設のウェブサイトの取扱いについての考え方（案）

- 1 診療施設のウェブサイトは、URLを入力したり、検索サイトで検索した上で、閲覧するものであり、「誘引性」を通常は有さないため、原則として獣医療法上の広告とはみなしていない。
- 2 一方、SNS等を含めて情報発信媒体が多様化している状況であり、診療施設のウェブサイトの記載内容に制限をかけていないことから、十分な専門知識を有していない飼育動物の飼育者を惑わし、あるいは不測の被害を被ることがないように正確な情報提供の必要がある。
- 3 このため、飼育者への適切な情報提供として一定の管理を行っていくことが重要であることから、引き続きガイドラインにより獣医師関係団体の自主的な取組強化を求めていくことが適当である。